

東浦町長選挙

投票日

8月2日(日)
午前7時～午後8時

期日前投票

7月29日(水)～8月1日(土)
午前8時30分～午後8時

●投票できる方

選挙人名簿の登録は、住民基本台帳に基づき、選挙管理委員会が行います。今まで本町で投票してきて、現在も引き続き本町在住の方は登録されています。新しく20歳になる方や転出入をした方は、次の基準により登録され投票できます。

●選挙時登録

7月27日(登録基準日)現在で、3か月以上引き続き本町

に住民票があり、8月2日(投票日)現在で満20歳以上の方(平成7年8月3日以前に生まれた方)

●転入した方

平成27年4月27日以前に本町の住民基本台帳に登録され、本町に引き続き住んでいる方

●転出した方

町外に転出した方は、投票できません。

●投票所入場券

「投票所入場券」は世帯ごとにまとめて郵送しますので、投票の際は各自切り離し、記載された投票所へお持ちください。「投票所入場券」が届かなくても、選挙人名簿に登録されて選挙権がある方は、投票所で名簿と照合のうえ投票できます。

●選挙公報

候補者の氏名、経歴、政見を載せた公報は、投票日前日(8月1日)までにお届けします。また、各コミュニティセンターの窓口にも設置します。

●代理投票・点字投票

病气やケガなどで字を書くことが困難な方のために、代理投票・点字投票制度があります。投票所で係員に申し出てください。

来たれ！ 熱い志を持つ学生・社会人！



うちに来ないか。

第2回

東浦町 職員募集

公務員として地域のため、住民のためにいっしょにまちづくりをしよう！わたしたちは、公務員の仕事に熱い志を持つあなたを待っています。

- 採用日 平成28年4月1日(金)
- 試験日 9月20日(日) 筆記試験など
- 申込期間 8月10日(月)～17日(月)
※受付面接があるため予約が必要
- 申し込み
申込書と必要書類を問い合わせ先へ
※詳細は秘書広報課で配布する試験案内または町ホームページで必ず確認してください。
- 問い合わせ 秘書広報課 内線352

70歳未満の方の 国民健康保険 自己負担限度額

70歳未満の方が現在お持ちの国民健康保険限度額適用認定証などは、7月31日で使用できなくなります。自己負担限度額は前年の所得により判定しますので、8月から新たな判定となります。

限度額適用認定証などの制度は、入院時に加え、外来時も病院への医療費の支払いを軽減できます。同月内に同一医療機関へ自己負担限度額以上の支払いが見込まれる場合は、限度額適用認定証などを医療機関に提示すると支払金額が自己負担限度額までとなります。

●申請手続きの持ち物

印鑑、国民健康保険証

※70歳以上で住民税非課税世帯の方も対象

●70歳未満の方の自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額
住民税課税世帯	901万円超 252,600円+ (医療費- 842,000円×1%)
	600万円超 901万円 以下 167,400円+ (医療費- 558,000円×1%)
	210万円超 600万円 以下 80,100円+ (医療費- 267,000円×1%)
	210万円 以下 57,600円
	住民税非課税世帯 35,400円

※所得の申告がないと自己負担額は最も高い金額で計算されます。

●問い合わせ

保険医療課 内線154

●期日前投票

投票日当日、投票所へ行くことができない方は、投票日前に期日前投票制度を利用できます。

・受付場所

役場 西会議室棟 1階

・持参するもの 投票所入場券
・手 順

宣誓書に、住所・名前・投票日に投票できない事由などを記入し、投票用紙を直接投票箱に入れてください。

●不在者投票

投票日当日、病気などで入院している方、投票日に20歳になるが期日前投票の日にはまだ19歳の方および仕事などで遠隔地

の市町村に長期滞在し、本町に帰ることができない方は不在者投票ができます。手続きについては、問い合わせてください。

●郵便等投票制度

一定の障がいをもつ方は、郵便などによる不在者投票ができます。事前に手続きが必要となりますので、問い合わせてください。

なお、郵便等投票の請求は、投票日の4日前までに行ってください。

●申請・問い合わせ

町選挙管理委員会事務局
(総務課内)
内線244

●職種・募集人員・資格

職 種	募集人員	資 格
事務職	2名程度	平成元年4月2日以降に生まれた方で、大学を卒業または平成28年3月卒業見込みの方
技術職(大学卒)	1名程度	平成元年4月2日以降に生まれた方で、大学の建築課程専攻または土木課程専攻を卒業もしくは平成28年3月卒業見込みの方
技術職(高卒)	1名程度	平成7年4月2日以降に生まれた方で、高校の土木課程専攻を卒業または平成28年3月卒業見込みの方
保育士	2名程度	昭和60年4月2日以降に生まれた方で、短期大学などまたは大学を卒業し、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を取得した方もしくは平成28年3月卒業見込みで保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を取得見込みの方
保健師	1名程度	平成元年4月2日以降に生まれた方で、短期大学などまたは大学を卒業し、保健師資格を取得した方もしくは平成28年3月卒業見込みで保健師資格を取得見込みの方